

○国立大学法人埼玉大学大学院におけるトランス ファラブルスキル修得証明に係る取扱要項

〔令和6年10月10日〕
教育機構長裁定

（趣旨）

第1条 この要項は、埼玉大学（以下「本学」という。）大学院において、特定の職種や分野に限られず、社会で広く活用できる汎用的なスキル・資質・能力であるトランスファラブルスキルの修得を証明する取扱いに関し、必要な事項を定める。

（目的）

第2条 本学大学院における教育プログラムや研究指導をはじめとする各種活動を通じて修得すべき汎用的なスキル・資質・能力を体系的に整理・分類し、学生の修得状況の可視化及び証明書の発行に係る制度を運営することにより、専門分野の知識とともに幅広い汎用的な能力を身に付けて社会で活躍できる人材の育成に資することを目的とする。

（トランスファラブルスキル）

第3条 本学大学院において学生が修得すべき汎用的なスキル・資質・能力は、次の表のとおり分類する。

カテゴリ	トランスファラブルスキル
大学院で身に付けたもの	知識
	技術
	マインドセット
大学院で研いたもの	自律性
	探求心
	分析・総合力
高度人材としてのプロジェクト 管理能力	企画立案力
	実行・調整力
	資金管理
高度人材としてのコンピテン シー	行動に重きを置く姿勢
	文字や言葉で表現する能力
	成果の発信力

2 大学院人文社会科学研究所及び大学院理工学研究科（以下「研究科」という。）の長（以下「研究科長」という。）は、前項の表にあるトランスファラブルスキルと当該研究科の博士前期課程又は博士後期課程（以下「各課程」という。）

におけるカリキュラム及び各種活動内容との対応表（以下「スキル対応表」という。）を作成し、教育機構長に報告する。

- 3 教育機構長は、本学大学院におけるトランスファラブルスキルの考え方及びスキル対応表を本学のホームページに掲載し、各課程の学生に明示する。

（修得状況の証明）

第4条 研究科長は、各課程の学生の求めに応じて、スキル対応表を用いてトランスファラブルスキルの修得状況を集計・可視化したトランスファラブルスキル修得証明書（別紙様式第1号。以下「証明書」という。）を作成し、当該学生に交付するものとする。

- 2 証明書は、原則として学生の課程修了時に発行する。

- 3 前項の規定にかかわらず、博士前期課程においては1年間以上、又は博士後期課程においては2年間以上在学している等、1年以内に課程修了が見込まれる学生が、単位修得や学位論文提出等の修了要件を満たしていない段階で就職活動等の理由により証明書の事前交付を希望したときには、修了要件を満たす見込みであるものとして集計・可視化したトランスファラブルスキル修得見込み証明書を発行することができる。

（交付手続き）

第5条 前条に規定する証明書の交付を希望する学生は、トランスファラブルスキル修得証明交付申請書（別紙様式第2号。以下「申請書」という。）を作成し、各種活動内容を証する資料等を添付の上で、所属する大学院研究科の担当係を経由して、研究科長に提出するものとする。

- 2 研究科長は、申請書に基づき当該学生の単位修得状況及び各種活動内容等を確認の上で、証明書を発行する。
- 3 当該学生の各種活動内容等に対して疑義がある場合には、必要に応じて当該学生、指導教員又はその他関係する教職員等に対して資料の要求又はヒアリングを行うことができる。
- 4 当該学生本人が各種活動内容を証する資料等の提示ができず、本学内においても関連する資料等の確認ができない場合は、証明書に当該事項を反映することはできない。

（修了後の発行）

第6条 課程修了後に修了生が証明書の発行を希望する場合は、前条の規定を準用する。

- 2 修了生への交付に際して郵送等の費用が発生する場合は、必要に応じて修了生から実費を徴収することができる。

（雑則）

第 6 条 この要項に定めるもののほか、トランスファラブルスキルの修得証明に関し必要な事項は、教育機構長が別に定める。

第 7 条 この要項の運用に関し疑義があるときは、教育機構長がこれを決定する。

附 則

この要項は、令和 6 年 1 0 月 1 0 日から施行し、令和 7 年 3 月修了生及び修了見込み学生から適用する。

トランスファラブルスキル修得（見込み）証明書

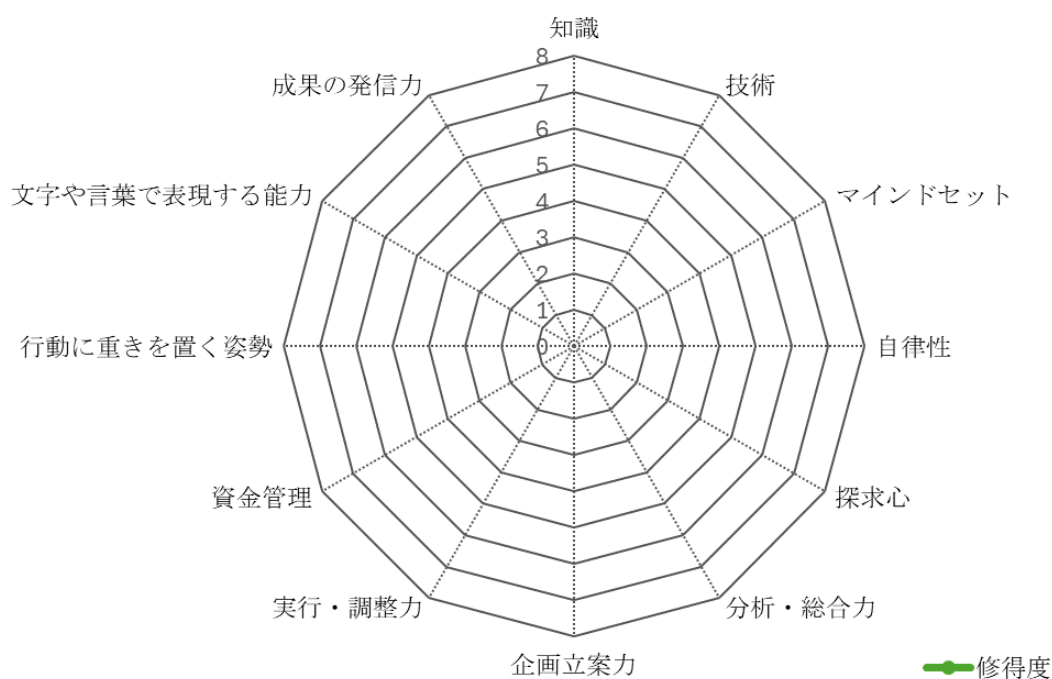
（ 氏 名 ） 殿

（ 生 年 月 日 ） 生

大学院 研究科 課程

年 月 日修了（見込み）

国立大学法人埼玉大学大学院におけるトランスファラブルスキル修得証明に係る取扱要項第4条に基づき、上記の者の本学大学院 研究科 課程におけるトランスファラブルスキルの修得（見込み）状況について、以下のとおり証明します。



年 月 日

埼玉大学大学院 研究科長 印

（※修了までに修得見込みの事項を含む）

※修得スキル内訳は裏面に記載

(裏)

修得スキル内訳

トランスファラブルスキル 学修成果 (単位修得状況及び各種活動内容)	大学院で身に付けたもの			大学院で研いたもの			高度人材としてのプロジェクト管理能力			高度人材としてのコンピテンシー		
	知識	技術	マインドセット	自律性	探求心	分析・総合力	企画立案力	実行・調整力	資金管理	行動姿勢に重きを置く	文字力や言葉で表現	成果の発信力
〇〇〇〇												
〇〇〇〇												
〇〇〇〇												
〇〇〇〇												
〇〇〇〇												
〇〇〇〇												
〇〇〇〇												

(※★印は修了までに修得見込みの事項)

(※網掛けは未修得又は対象外の事項)

埼玉大学大学院 研究科長 殿

所属専攻名 _____
 学籍番号 _____
 氏 名 _____
 電話番号 _____

トランスファラブルスキル修得証明交付申請書

国立大学法人埼玉大学大学院におけるトランスファラブルスキル修得証明に係る取扱要項第5条に基づき、トランスファラブルスキル修得（見込み）証明書の交付を申請します。

なお、単位の修得（見込み）以外の各種活動内容についても届け出ますので、スキルの修得状況に反映願います。

申請者の状況	☐ 修了見込み学生（__年__月修了見込み） ☐ 修了生（__年__月修了）
証明書の種類	☐ 証明書（学位記発行日以降に発行） ☐ 見込み証明書（__年__月__日迄に交付希望）
交付方法	☐ 電子メール（PDF） （Email アドレス：_____） ☐ 窓口（紙媒体） ☐ 郵送（紙媒体） （住所：〒_____）

※申請に関する情報を選択・記入してください。

※発行手続きに時間を要しますので、余裕を持って申請願います。

※修了生が郵送での交付を希望する場合は、実費を徴収することがあります。

詳しくは担当者にご相談ください。

各種活動内容	対象課程	必要となる添付書類
☐ インターンシップ	博士前期課程	実施の事実が分かるもの（相手先と取り交した書類等）
☐ 情報倫理教育 （e-learning）	博士前期課程 博士後期課程	修了の事実が分かるもの（修了証等）
☐ 研究者倫理教育 （e-learning）	博士前期課程 博士後期課程	修了の事実が分かるもの（修了証等）
☐ TA（ティーチング・アシスタント）	博士前期課程 博士後期課程	雇用の事実が分かるもの（採用通知等）
☐ RA（リサーチ・アシスタント）又は研究員等	博士後期課程	雇用の事実が分かるもの（採用通知等）
☐ 学会・研究会等発表 （学位論文審査に係る学内発表等は除く）	博士前期課程 博士後期課程	プログラム表紙と発表の事実が分かるページの写し
学術論文投稿 ☐ 筆頭/責任著者 ☐ 分担者等	博士前期課程 博士後期課程	論文題目と著者名が分かるページの写し
研究資金等応募 ☐ 主たる申請者 ☐ 分担者等	博士前期課程 博士後期課程	申請書等の写し

※証明書に反映したい各種活動内容を選択し、事実を証する書類を添付してください。

※単位修得及び学位論文に係るスキルの修得状況は、大学側で確認して反映します。

ただし、見込み証明書では、修了要件に係る事項を見込みとして付記した形式で反映します。